



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会社名 富士ソフト株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保  
(コード番号 9749 東証第1部)  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 内藤 達也  
(TEL 045 - 650 - 8811)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を平成 25 年 6 月 24 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、事業の繁忙期と決算事務手続き等の業務処理の重複を回避し、業績管理ならびに事業運営の効率化を目指すため、また、今後のグローバル対応の拡大を見据え、海外子会社と決算期を統一することによる適時・適正な経営情報の開示を徹底するため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。

これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 31 条、第 33 条に、所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第 44 期事業年度は平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 <u>3</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 <u>12</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 (条文省略) (事業年度および決算期) 第 31 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。	2 (現行とおり) (事業年度および決算期) 第 31 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。</p> <p>3 (現行とおり)</p> <p>附則</p> <p><u>18</u> 第31条の規定にかかわらず、平成25年4月1日から始まる第44期事業年度は同年12月31日までの<u>9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>19</u> 第33条第2項の規定にかかわらず、第44期事業年度の中間配当の基準日は平成25年9月30日とする。</p> <p><u>20</u> 前二条及び本条は、平成25年12月31日の経過をもって、削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成25年6月24日

定款変更の効力発生日

平成25年6月24日

以 上